

協定書

(加古川市と加古川警察署との見守りカメラの設置及び運用に関する協定)

加古川市（以下「甲」という。）と加古川警察署（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、加古川市見守りカメラの設置及び運用に関する条例（平成29年条例第28号。以下「条例」という。）第4条第2項の規定に基づき、甲及び乙が、見守りカメラの設置及び運用について連携し、条例第2条第4号に規定する画像データ（以下「画像データ」という。）を適正に管理運用することを目的とする。

(設置に関する情報提供等)

第2条 乙は、甲に見守りカメラの設置に関する情報の提供を行うものとする。
2 甲は、見守りカメラを設置したときは、乙にその設置場所を通知するものとする。設置場所を変更したときも同様とする。

(画像データの提供)

第3条 乙は、犯罪捜査のため必要と認めるとき又は市民等の生命、身体若しくは財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認めるときは、画像データの提供を甲に要請するものとする。
2 前項の要請は、捜査関係事項照会書により行うものとする。
3 甲は、第1項の要請があったときは、条例第7条ただし書の規定に基づき、当該画像データを速やかに乙に提供するものとする。

(画像データの適正な管理)

第4条 乙は、加古川市見守りカメラの設置及び運用に関する条例施行規則（平成29年規則第52号）第4条第1号から第3号までに規定する措置に準じた措置を徹底しなければならない。
2 乙は、画像データをその提供を受けた目的以外に利用してはならない。

3 乙は、法令又は法令の規定による指示がある場合を除き、画像データを第三者に閲覧させ、又は提供してはならない。
4 乙は、画像データの提供を受けた目的が達成されたときは、速やかに消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理しなければならない。
5 乙の責めに帰すべき事由による画像データの漏えい、紛失等があったときは、乙において対応するとともに、甲にその旨を通知するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して対応するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 1月19日

甲 加古川市

市長 岡田康裕

乙 加古川警察署

署長 矢野浩司